

暴力団のいない明るい洞爺湖町を実現しましょう！



暴力団を利用しない

自分の事業をうまく進めるために暴力団に違法・不当な行為を依頼したり、暴力団と関係があることを示して相手を威圧するなどの行為をしてはいけません



暴力団に協力しない

暴力団の資金獲得活動に協力したり、暴力団の維持運営に協力する行為をしてはいけません



暴力団に利益を与えない

暴力団の威力を利用する、暴力団の活動または運営に協力することを目的として金品などの利益を与えてはいけません

Q&A Q1:なぜ、青少年に対して暴力団を排除するための教育が必要なの?

青少年は、暴力団を美化するようなマンガ、雑誌、映画などに悪い影響を受けることが考えられ、暴力団に対して憧れを持つ青少年も少なくありません。このような青少年が、暴力団に加入しないように、学校や地域において、暴力団を美化する誤った考えをなくさせ、暴力団からの犯罪被害を受けないための教育を行う必要があります。



町暴力団排除条例に関する問い合わせ 役場住民課 (☎74-3002)

暴力団に関する相談窓口
北海道暴力追放センター
(☎011-271-5982)
北海道警察本部捜査4課
(☎011-251-0110)
伊達警察署 (☎22-0110)



Q2:貸付又は譲渡する不動産が暴力団事務所に使用されないためにはどうすればいいの?

暴力団事務所に使用されないためには、契約前に利用目的を確認し、使用されるようであれば「条例違反になるので貸せません。」と断ってください。また、あらかじめ契約書に「暴力団事務所に使用しないこと」、「暴力団事務所に使用されたことを知った場合は、契約の解除又は買戻しができる」旨を規定してください。いずれも暴力団事務所に使用されるとわかった場合はすぐに町や警察、暴追センターに相談してください。



みかじめ料請求の事例

Aさんは、スナック店を開店させて間もなく、暴力団の男がやってきて「この辺りは、うちの組が仕切っている。誰に断って商売しとるんや」などと言い掛りをつけられ、「みかじめ料」を要求されました。恐ろしくて要求に応じてしまい、仕方なくお金を払い続けています。

対策:このような不当な要求を受けた段階で、町や警察、暴追センターに相談してください。早期に相談すれば、事件化や行政命令の発出も可能で再被害も防止することができます。



下請け介入の事例

Bさんの会社が公共工事を受注したところ、暴力団風の男が突然会社に来て、「その工事の下請けをさせてもらいたい」と言ってきました。下請け業者は決定していたので断ったところ、執拗に電話が掛かってくるなど脅しや嫌がらせが始まりました。

対策:このような不当な要求を受けた段階で、町や警察、暴追センターに相談してください。彼等の要求に応ずることは、暴力団を支援することになるばかりでなく、彼等と手が切れなくなり、深みにはまってしまふこととなります。この条例を盾に不当な要求は断固として拒否してください。